

統計法（抄）

（定義）

第二条

- 11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。
- 12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものをいう。

（調査票情報の二次利用）

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合
- 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

（調査票情報の提供）

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

（委託による統計の作成等）

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

- 2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(手数料)

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けた独立行政法人等（以下この条において「受託独立行政法人等」という。）が第三十四条又は第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあっては、当該受託独立行政法人等）に納めなければならない。

- 2 前項の規定により受託独立行政法人等に納められた手数料は、当該受託独立行政法人等の収入とする。
- 3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定により届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める額の手数料を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。
- 4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(調査票情報等の利用制限)

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

## 統計法施行令（抄）

（事務の全部の委託先となるべき独立行政法人等）

第十二条 法第三十七条の政令で定める独立行政法人等は、独立行政法人統計センターとする。

（手数料の額等）

第十三条 法第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 法第三十四条の規定による統計の作成等に要する時間一時間までごとに五千九百円
  - 二 統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。次号において同じ。）の提供に関する次のイからニまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額
    - イ 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき十円
    - ロ フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき五十円
    - ハ 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百円
    - ニ 光ディスク（日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百二十円
  - 三 統計成果物の送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）
  - 四 前三号に掲げるもののほか、委託を受ける行政機関の長が統計の作成等に要する費用として定める額
- 2 法第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 請求一件につき千八百五十円
  - 二 統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長によってまとめられた匿名データの集合物の一につき八千五百円
  - 三 匿名データの提供に関する次のイからハまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

- イ 前項第二号ロのフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 一枚につき五十円
  - ロ 前項第二号ハの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円
  - ハ 前項第二号ニの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円
  - 四 匿名データの送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）
- 3 前二項の手数料は、次に掲げる場合を除き、総務省令で定める依頼書に収入印紙をはって納付しなければならない。
- 一 特許庁長官に対し、法第三十四条の規定による統計の作成等を委託し、又は法第三十六条の規定による匿名データの提供を求める場合
  - 二 前二項の手数料の納付を現金であることが可能である旨を行政機関の長（特許庁長官を除く。）が官報で公示した場合において、当該手数料を当該行政機関に対し現金で納付する場合
  - 三 法第三十八条第一項の規定により受託独立行政法人等に対し手数料を納付する場合

## 統計法施行規則（総務省令）（抄）

（調査票情報の提供を受けられることができる者）

第八条 法第三十三条第一号の総務省令で定める者は、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

（調査票情報の提供を受けられることができる統計の作成等）

第九条 法第三十三条第二号の総務省令で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- 一 行政機関等又は前条に規定する者（次号及び第十五条第三号において「公的機関」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- 二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- 三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

（委託による統計の作成等を行うことができる場合）

第十条 法第三十四条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
  - イ 統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
  - ロ 統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること。
- 二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
  - イ 統計成果物を学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
  - ロ 統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること。

(委託による統計の作成等に係る手続等)

第十一条 法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者(以下「委託申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「委託申出書」という。)に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等(これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下この条から第十三条までにおいて同じ。)が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、委託の申出をするものとする。

- 一 委託申出者(委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この項及び次項において「法人等」という。))であるときは、その代表者又は管理人)の氏名、生年月日及び住所
  - 二 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所
  - 三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所
  - 四 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
  - 五 委託に係る統計の作成等の内容
  - 六 統計成果物の利用目的
  - 七 前各号に掲げるもののほか、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示で定める事項
- 2 委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
- 一 委託申出書及びこれに添付すべき資料(以下「委託申出書等」という。)に記載されている委託申出者(委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人)及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードで申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
  - 二 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

- 3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第一項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。

第十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る統計の作成等を行う旨並びに当該統計の作成等に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が当該統計の作成等に係る契約を行うために必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。
- 3 前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十三条 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の統計成果物を利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

- 2 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第十一条第一項第六号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない。
- 3 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該統計成果物を用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表するものとする。

(利用実績報告書の公表)

第十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定に基づき提出された利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他

の適切な方法により公表することができる。

(匿名データの提供を行うことができる場合)

第十五条 法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
  - イ 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
  - ロ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
  - ハ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。
  - ニ 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。
- 二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
  - イ 前号イ及びニに掲げる要件に該当すること。
  - ロ 匿名データを学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
  - ハ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。
- 三 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
  - イ 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみ用いること。
  - ロ 提供依頼申出者（法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者をいう。以下この号及び第十六条において準用する第十一条から第十三条までにおいて同じ。）が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。
    - (1) イに規定する統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）又はこれらを用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供すること（以下「国際比較統計等の提供」という。）を目的とするものであること。
    - (2) 二以上の外国政府等からイに規定する統計の作成等に必要の調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けているか又は受け

る見込みが確実であると認められること。

ハ 次に掲げる提供依頼申出者の区分に応じ、それぞれ次に定める内容が公表されること。

(1) 我が国が加盟している国際機関 匿名データを用いて行った国際比較の結果

(2) 我が国が加盟している国際機関以外の者 匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供  
の状況

ニ 第一号ニに掲げる要件に該当すること。

(匿名データの提供に係る手続等)

第十六条において読み替えて準用する第十一条 提供依頼申出者は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供依頼申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等（これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下第十六条において準用するこの条から第十三条までにおいて同じ。）が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、依頼の申出をするものとする。

一 提供依頼申出者（提供依頼申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下第十六条において準用するこの項及び次項において「法人等」という。）であるときは、その代表者又は管理人）の氏名、生年月日及び住所

二 提供依頼申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所

三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所

四 匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項

五 匿名データの使用場所及び管理方法

六 匿名データの利用目的

七 第十六条において準用する前各号に掲げるもののほか、第十五条各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示で定める事項

2 提供依頼申出者は、第十六条において準用する前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提

示し、又は提出するものとする。

- 一 提供依頼申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供依頼申出書等」という。）に記載されている提供依頼申出者（提供依頼申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）及び提供依頼申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードで申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
  - 二 提供依頼申出者が法人等であるときは、提供依頼申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類
  - 三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面
- 3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する第一項の規定により提出された提供依頼申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供依頼申出者に対して、説明を求め、又は当該提供依頼申出書等の訂正を求めることができる。

第十六条において読み替えて準用する第十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供依頼申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る匿名データの提供を行う旨並びに当該匿名データの提供に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

- 2 第十六条において準用する前項の通知を受けた提供依頼申出者は、当該通知に係る匿名データの提供の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。
- 3 第十六条において準用する前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十六条において読み替えて準用する第十三条 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データを用いて行った学術研究、教育又は国際比較が終了したとき（国際比較を行う場合であって、提供依頼申出者が国際比較統計等の提供を行う場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間を経過したとき及び終了したとき）は、遅滞なく、当該学術研究の成果、教育内容の概要、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況その他の匿名データを利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当該匿名データの提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

2 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする。

3 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該匿名データを用いて行った学術研究の成果、教育内容、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況を公表するものとする。この場合において、国際比較統計等の提供の状況を公表するときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間ごとに、公表するものとする。

委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係る  
依頼書等の様式を定める件（総務省告示）

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、統計法（平成十九年法律第五十三号）、統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）及び統計法施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（委託申出書に記載する事項）

第二条 規則第十一条第一項第七号の総務大臣が告示で定める事項は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 規則第十条第一号に該当する申出次に掲げる事項

イ 委託申出者（委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）の所属、職名及び連絡先

ロ 代理人によって申出をするときは、当該代理人の所属、職名及び連絡先

ハ 統計の作成等の処理内容に係る仕様

ニ 統計成果物の直接の利用目的が学術研究目的である旨

ホ 学術研究の名称、必要性、内容及び実施期間

ヘ 学術研究の成果を公表する方法

ト 統計成果物の提供を受ける方法及び年月日並びに当該年月日を希望する理由

チ イからトまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項

二 規則第十条第二号に該当する申出次に掲げる事項

イ 前号イ、ロ、ハ及びトに掲げる事項

ロ 統計成果物の直接の利用目的が高等教育目的である旨

ハ 統計成果物を利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的、内容及び実施期間並びに統計成果物を授業科目で利用する必要性及び方法

ニ 授業科目の実施結果を公表する方法

ホ イからニまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項

(提供依頼申出書に記載する事項)

第三条 規則第十六条において準用する同令第十一条第一項第七号の総務大臣が告示で定める事項は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 規則第十五条第一号に該当する申出次に掲げる事項

イ 提供依頼申出者（提供依頼申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）の所属、職名及び連絡先

ロ 代理人によって申出をするときは、当該代理人の所属、職名及び連絡先

ハ 提供を受ける匿名データのファイル（統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長又は届出独立行政法人等によってまとめられた匿名データの集合物）の数

ニ 匿名データの直接の利用目的が学術研究目的である旨

ホ 学術研究の名称、必要性、内容及び実施期間

ヘ 匿名データを利用する方法及び期間並びに匿名データを利用して作成する統計等の内容

ト 学術研究の成果を公表する方法

チ 匿名データを取り扱う者の全員の氏名、所属及び職名

リ 匿名データの提供を受ける方法及び年月日並びに当該年月日を希望する理由

ヌ 現に提供を受けている又は今後提供を依頼する予定のある我が国の匿名データ又は調査票情報の名称、年次その他の当該匿名データ又は調査票情報を特定するために必要な事項

ル イからヌまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項

二 規則第十五条第二号に該当する申出次に掲げる事項

イ 前号イ、ロ、ハ、ヘ、チ、リ及びヌに掲げる事項

ロ 匿名データの直接の利用目的が高等教育目的である旨

ハ 匿名データを利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的及び内容並びに匿名データを授業科目で利用する必要性及び期間

ニ 授業科目の実施結果を公表する方法

ホ イからニまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項

三 規則第十五条第三号に該当する申出次に掲げる事項

- イ 第一号イ、ロ、ハ、チ、リ及びヌに掲げる事項
- ロ 匿名データの直接の利用目的が国際比較統計等の提供である旨（提供依頼申出者が我が国が加盟している国際機関以外の者である場合に限る。）
- ハ 匿名データを用いて行う事業の名称、必要性、内容及び実施期間
- ニ 匿名データを利用する方法及び期間
- ホ 匿名データを利用して作成する統計等の内容（提供依頼申出者が我が国が加盟している国際機関の場合に限る。）
- ヘ 国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況を公表する方法
- ト 外国政府等から提供を受けている又は提供を受ける見込みが確実である調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の内容及び当該調査票情報の提供元の外国政府等の名称
- チ 公的機関又は外国政府等から受けている支援（職員の派遣、資金の提供、建物その他の施設の提供等）の内容及び当該支援の提供元の公的機関又は外国政府等の名称
- リ イからチまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項

（統計の作成等に係る依頼書の様式）

第四条 規則第十二条第二項の総務大臣が告示で定める依頼書の様式は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- 一 第二条第一号の申出様式第一号
- 二 第二条第二号の申出様式第二号

（匿名データの提供に係る依頼書の様式）

第五条 規則第十六条において準用する同令第十二条第二項の総務大臣が告示で定める依頼書の様式は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- 一 第三条第一号の申出様式第三号
- 二 第三条第二号の申出様式第四号
- 三 第三条第三号の申出様式第五号

(利用実績報告書の様式)

第六条 規則第十三条第一項及び同令第十六条において準用する同令第十三条第一項に規定する総務大臣が告示で定める利用実績報告書の様式は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- 一 第二条第一号又は第三条第一号の申出様式第六号
- 二 第二条第二号又は第三条第二号の申出様式第七号
- 三 第三条第三号の申出様式第八号